

【新規】新たに農業を始めたい

【新規】親元就農支援事業費補助金(市)

担当課

農業振興課水田営農係 TEL 72-8239

本事業の役割

農業の担い手(中心経営体など)の後継者不足を解消するため、身近な親元等への就農を推進し、地域農業の新たな育成を支援します。

対象者は？

農業を主たる生計としている農業経営者に就農しようとする方で、次の要件に該当する方です。

- ・市内に住所を有し、三親等以内の農業経営者に就農しようとする方
- ・令和3年4月1日以降に新たに就農する50歳未満の方
- ・一定規模以上の面積を有している農業経営者に就農しようとする方
(水稻5ha以上、野菜等については同等の収益を見込める面積)
- ・国の農業次世代人材投資資金の交付を受けていない方
- ・納期が到来している市税の滞納がない方

補助金額は？

一人当たり60万円

手続はどうするの？

- (1)担当課へ相談
- (2)申請書の提出
 - ・就農したことがわかる書類により申請
- (3)補助金の交付
- (4)就農状況確認
 - ・補助金交付終了後2年間を含み、就農状況を確認
(就農していないことが確認された場合は、就農していない期間に応じた補助金返還)
- (5)公募期間
令和3年6月1日～6月30日(予定)